

7-3
52

文教に関する重要施策

26.9
日高 22

一、戦後の教育改革についての再検討と必要な修正

中央教育審議会に諮り、戦後の教育改革について必要な修正を行う。新学制の根幹は、これを堅持し、その内容のうち日本の実情に即しない点や無理と思われるものについて必要な修正を行うものである。

二、各教育行政機関の権限の調整と責任の明確化

文部大臣と大学及び教育委員会との権限について必要な調整を行い、責任あるところに権限を与えることによつて責任の明確化を期するものである。又、都道府県の教育委員会と市町村の教育委員会との間にも同様な調整と連絡を図る。

三、義務教育の充実

六。三の義務制を堅持し、その充実を図るため左の方途を講ずる。

(1) 義務教育費国庫負担制度の創設により確実な財政保障を行うこと。

(2) 屋内運動場の整備、老朽危険校舎の改築、戦災学校復旧のための国庫補助

(3) 教育内容、指導方法等について独立国家の自主的国民を育成するにふさわしいものにするため必要な改善を行うこと。

(4) 教科書制度につき必要な改正を行うこと。

(5) 盲ろうの子弟のための特殊教育の振興を図ること。

(6) 児童生徒の健康管理制度を確立し、その強化を図ること。

(7) 就学奨励制度に再検討を加える等により父兄負担の軽減を図ること。

(8) 食生活の改善の線に沿つて学校給食の充実を図ること。

四、社会教育ことに勤労青少年教育の振興

(1) 青年学級の開設を促進する。

(2) 全国青年大会を開設する。

- (3) 青少年不良化防止対策を講ずる。
- (4) 視聴覚教育を検討し、その拡充を図る。
- (5) 高等学校の定時制課程及び通信教育の振興を図る。

五 産業教育の振興

わが国の産業構造及び技術上の要請に即する産業教育計画の下に産業教育のための施設設備を充実し、産業教育のための教員の養成をはかり、又産業界との連携を密接化する等の方途を講じて産業教育の振興を促進する。

六 育英事業及び厚生補導対策の強化

- (1) 優秀な学徒で経済的に困難な者に対する育英事業を強化拡充するため採用人員を増加する。
- (2) 大学における学生補導を強化する。
- (3) 学徒の援護事業を拡充する。

七 大学の整備・充実

- (1) 新制大学の施設設備はなお極めて不十分であるのでその整備充実を図り、又講座組織を充実する。
- (2) 必要な限度において大学院を創設する。
- (3) 若干の夜間短期大学を創設する。
- (4) 音楽、図画工作等の特殊教科の教員の養成を促進する。
- (5) 教員検定試験を実施する。

八 私立学校の助成

私立学校振興会の資本金を増額し、同会を通じて私立学校に対する助成を強化する。

九 科学研究の振興

- (1) 科学研究費を拡充し、私立大学研究費を設ける。
- (2) 学術の国際交流を促進するため在外研究員制度を復活し、外人教授、外国人留学生の受入れを促進する。

(8) 学術情報所を新設する。

一〇 ユネスコ運動の促進と文化財保護の強化

(1) ユネスコ国内委員会の創設に伴い、ユネスコ運動を各方面にわたって強力に促進する。

(2) 文化財について防災対策を確立実施し、文化財の国内的活用を図り、又その国際的交流を促進する。

